

下ノ西遺跡

—出土木簡を中心として—



序

和島村では、現在までに二〇〇ヶ所を超える遺跡が確認されており、特に「沼垂城」「郡府」木簡などの出土で注目を集めた国指定八幡林官衙遺跡や、律令体制崩壊後の開発領主の居宅と推定される門新遺跡など、越後の古代史を知る上で重要な遺跡が数多く存在します。小島谷の入り口に所在します下ノ西遺跡も、その一翼を担っていたものとみられ、昭和四二年の村営ブーム建設時に多量の土器が出土するなど、早くから注目されました。

近年この地を縦貫する村道が計画され、平成八年度には事前の発掘調査が行われました。この時の調査では、桁行七間の巨大な掘立柱建物を中心とする建物群や道路、一、二〇〇個体を超える土器器物が捨てられた土坑が発見され、一般集落とは異なる様相が明らかになりました。この時の調査は、調査面積も少なく遺跡の全容を解明するに至らなかったため、平成九年度は文化庁の補助金を得て、遺跡の規模・具体的な性格を知るための確認調査を実施しました。

その結果、奈良時代から平安時代にかけて造営された多数の掘立柱建物や、方形区画溝が発見され、溝の中からは多量の土器と共に、出土と国司借貸について記した第一号木簡や、「越後國高志郡……」と国名から書き始めている付け札、当時の刑罰の情景を描写した可能性のある絵画板などが出土しました。特に第一号木簡の「重帳簿」ともされる記述は、世相を反映し各報道機関から大きく取り上げられました。出土木簡の内容は、下ノ西遺跡に高志（古志）郡の役所が存在したことを如実に物語っており、八〇〇m北西に位置し、同じく郡関連の墨書き土器が出土地してい八幡林遺跡との関係が今後注目されます。

本遺跡の示す内容は、古代における地方支配を知る上で極めて重要な情報であり、これらの成果を報告する本書が広く活用され、埋蔵文化財に対する理解が一段と深められることを願っております。

なお、この発掘調査にあたって、文化庁・国立歴史民俗博物館・新潟県教育委員会からは適切な御指導をいただき、また実際の作業につきましては、地元和島村の有志の方々に、長期間にわたっての御協力を賜りました。ここに厚くお礼を申しあげます。

平成十年三月

和島村教育委員会

教育長　若井　勇

凡例

- 一、本書は、新潟県三島郡和島村大字小島谷字下ノ西に所在する下ノ西遺跡の調査報告書である。
- 二、本事業は、文化庁の補助金を得て、和島村教育委員会が調査主体となって実施した。
- 三、注記は「97下西」とし、他に調査地区・グリッド名・層序等を記した。
- 四、遺物は、和島村教育委員会が一括保管している。
- 五、遺構の名称については、通し番号とせず、遺構の種類別に番号を付した。
- 六、遺構実測図は著者委託とし、ラジコンヘリコプターによる空中写真測量で実施した。
- 七、整理作業は、調査担当・調査員を中心に左記のメンバーの協力を得た。
- 小田富美子・久住幸江・近藤保・関川たづ子・高橋智子・
早川雅子・山口八千代（五十音順）
- 八、木簡・漆紙文書の解説は、国立歴史民俗博物館の赤外線ビデオにより、同館教授の平川南氏にお願いし、訳説や意義等について御指導をいたいた。
- 九、本書の作成は、調査担当者・調査員が行った。執筆分担は、第四章二項について国立歴史民俗博物館の平川南氏から玉稿をいたいたほかは、調査担当が執筆した。

一〇、調査体制は、左記のとおりである。

調査主体 和島村教育委員会 教育長 若井 勇
調査指導 新潟大学人文学部 小林昌二（教授）
平川 南（教授）

調査担当 和島村教育委員会 田中 靖（主事）
調査員 丸山一昭（調査員）
事務局 矢部政夫（事務局長）

一一、発掘調査については、村内の有志の協力を得て実施した。また、発掘調査から本書作成に至るまで、左記の方々にご教示を賜った。ここに厚く御礼申し上げる。

相沢 央・牛川喜幸・春日真実・金子拓男・
北村 亮・久世辰男・熊田亮介・坂井秀弥・
関 雅之・寺崎裕助・寺村光晴・戸根与八郎・
仲野 浩・藤森健太郎・松村恵司・三上喜孝・
吉岡眞之
(五十音順)

一二、土器実測図凡例



黒色処理



赤彩

スヌ・ダール

目 次

目次 凡例

第一章 調査に至る経緯と経過	5	序 (a) 第一号木簡
一、調査に至る経緯	5	(b) その他の木簡
二、平成九年度調査の経過	5	
第二章 遺跡周辺の環境	6	第五章 調査成果要約
一、地理的環境	6	一、遺構について
二、歴史的環境	6	二、出土木簡について
第三章 発掘調査の概要	8	
一、基本層序	8	
二、検出された遺構	9	
(a) I 区	9	
(b) II 区	13	
三、検出された遺物	14	
I 区 SE 二〇一出土器	14	
(a) II 区出土土器	14	
(b) まとめ	15	
(c) 第四章 出土木筒の概要	16	
一、木筒の出土状況	16	
二、木筒の記文・意義	17	

挿 図 目 次

第一図 周辺の遺跡分布図	7	(a) 第一号木簡
第二図 調査区土層柱状図	8	(b) その他の木簡
第三図 I 区掘立柱建物主軸方向	10	第五章 調査成果要約
第四図 I 区遺構配置図 (折込図版)	11	一、遺構について
第五図 II 区遺構配置図	13	二、出土木簡について
第六図 木筒の出土位置	16	
第七図 八幡林遺跡出土木筒・墨書き土器	21	
第八図 第一・十号木簡実測図	23	

表 目 次

表 1 掘立柱建物一覧	9
-------------	---

図版目次

(図面図版)

図面一	I 区出土土器 (SD10-1)	25
図面二	II 区出土土器 (SD10-1)	26
図面三	II 区出土土器 (SD10-2・包含層)	27
図面四	II 区出土土器 (SD10-3-10-2・包含層)	28

(写真図版)

図版一	下ノ西遺跡全景 (西から)、同・I区西空中写真、同・II区空中写真	29
図版二	I 区東完掘状況 (東から)、道路跡 (北から)、道路跡南側溝土層断面 (南から)	30
図版三	I 区東土器廐棄土杭込〇一 (北から)、同 (東から)、同・土層断面 (西壁)	31
図版四	I 区西掘立柱建物群、同・井戸群 (西から)	32
図版五	II 区完掘状況 (東から)、SD20-1 土層断面 (西壁)、SD20-2 土層断面 (南壁)	33
図版六	SD20-1 漆器碗出土状況、同・一号木簡、同・三号木簡	34
図版七	下ノ西遺跡出土木簡 (1)	35
図版八	下ノ西遺跡出土木簡 (2)	36
図版九	下ノ西遺跡出土木簡 (3)	37

第一章 調査に至る経緯と経過

一、調査に至る経緯

下ノ西遺跡は、三島郡和島村大字小島谷字下ノ西に所在する。本遺跡の公式な発見は、村営ブール建設に伴って多量の土器が出土し昭和四二年にさかのぼる。その後、平成五年度に実施した闇場整備予定地内の分布調査で、水田部の東西三五〇m・南北二〇〇mの広大な範囲に遺物の散布が認められた。

近年、遺跡の中央を縦貫するJR越後線に沿った村道（小島谷・辺張線）が計画され、和島村教育委員会は開発部局である村建設課と遺跡の取扱について協議し、法線内について早急に試掘調査を実施し、それによつて本調査の必要性を判断するといふことで合意した。

確認調査は平成八年三月二八日と二九日の二日間実施され、法線内の約二、八〇〇m²について本調査が必要であることが判明した。その結果をもとに建設課と再協議し、平成八年度から三年かけて調査を実施することになった。

平成八年度の調査は、八月四日から十月十五日にかけて行われ、村道と小島谷川に挟まれた約四〇〇m²の範囲を調査した。その結果奈良～平安時代にかけての遺構・遺物が高密度に検出され、特に、桁行七間の巨大な掘立柱建物や、南北にのびる道路、一、〇〇〇個体を超える完形の土器が出土した土坑など、注目すべき発見があつた。これらの様相は、一般集落のそれとは大きく異なり、何らかの公的施設、あるいは郡司級の居宅である可能性が強まつた。

以上の調査成果を受け、文化庁・県教委・村教委・村建設課の者は遺跡の取扱について協議を行い、道路建設の一時中断と来年度に範囲を広げて確認調査を実施することで合意を得た。

二、平成九年度調査の経過

本年度の調査は平成九年七月十五日に着手し、バッカホーによる表土剥ぎを行つた後、人力による包含層掘削・遺構確認を行つた。

その結果、I区では柱穴・溝などの遺構が著しく重複した状態で検出され、II区では方形？に巡溝と掘立柱建物が確認された。

八月四日には、II区の方形？区画溝の掘削に入り、同日SD210-より、出撃と国司借貸について記した記録簿（第一号）が出土し、八月八日までの間に、「越後国高志郡……」と書かれた付け札（第五号）など、十点の木簡が発見された。

八月十二日には、千葉県佐倉市の國立歴史民俗博物館に赴き、平川南教授に木簡の訳文の作成・写真撮影を依頼し、九月下旬の記者発表・現地説明会に合わせて作業を進めることで了解を得た。

お盆明けから、I区の遺構掘削・柱の並びの検討作業に入り、九世紀代を中心とする掘立柱建物が、十棟以上存在することが明らかになつた。

九月二十五日、報道関係各社に対し調査成果の記者発表を行い、同二十八日には一般向けの現地説明会を開催した。同日は、県内を中心とする四〇〇名を超す見学者が訪れた。

十月十六日、ラジコンヘリコプターによる空中写真測量を実施し、同月二十七日の埋め戻しの完了をもって、現場作業を終了した。

第一章 遺跡周辺の環境

一、地理的環境

和島村の地形は、三島山地から派生する東側丘陵・島崎川に沿つた島崎川低地・海岸に面した西側丘陵の三種に大きく分類される。下ノ西遺跡は島崎川低地の微高地上に立地しており、北側には島崎川・小島谷川・保内川・梅田川の合流点を控え、北陸道が付近を通るなど、水・陸上交通の要衝の地に残された古代遺跡である。

下ノ西遺跡の数ある散高地は、この地を貫流する小島谷川および本流である島崎川等の形成した自然堤防であったと推定され、基盤層は、固結度の高い黄褐色・青灰色を呈する粘土・シルト層で構成されている。この自然堤防は、現地表面での観察では極めて不鮮明であり、洪水等による埋没や、昭和三十年代後半に始まる第一次闇場整備で上部が削平されたためと考えられる。

試掘および表面採集調査による結果から、遺跡はこの自然堤防上を中心に、南北二〇〇m・東西三五〇mの七〇、〇〇〇mにおよぶものと推定され、今後の確認調査成果によって、さらに西に遺跡が拡大する可能性が高い。

二、歴史的環境

和島村の所在する島崎川流域は、古代においては古志郡に属しており、郡内の式内社六座のうち三座が流域内に比定されていることや、古代遺跡の分布状況、官衙関連の八幡林・下ノ西遺跡の所在な

どから、古志郡の中枢を担う地域であったと考えられている。

八幡林遺跡は、八世紀前半から十世紀初頭にかけて機能した官衙遺跡である。平成二年から四次にわたる調査で、古志郡衙および古志郡大領に関わる施設であることが明らかになり、平成七年三月には国の史跡に指定された。しかし、指定名称が八幡林官衙遺跡とされている点でも明らかなように、機能を郡衙に特定するには至らなかつた。特に、創建期に見られる国レベルの機能を暗示させる文字資料の存在や、正倉が確認できないこと、建物の総数が貧弱すぎるなど、遺跡の機能を特定できない要因であつた。

平成八・九年度の下ノ西遺跡の調査成果は、その問題に重要な示唆を与えるもので、従来考えていた一種集中型の郡衙像ではなく、郡衙機能が広域に分散していた可能性がでてきた。

古志郡に関連する下ノ西遺跡・八幡林遺跡は、十世紀前半頃には完全に機能を停止しており、律令体制崩壊に伴う全国的な動きと一致している。これらの遺跡の廃絶とは入れ違いに、官衙風の様相をもつ門新遺跡（谷地地区）が出現する。同遺跡の所在する大字上桐沖の自然堤防上は、九世紀後半以降に遺跡数が急増しており、律令体制の衰退に反比例して勢力を延ばしてきた豪農層による、活発な新田開発に関連するものとみられる。中でも官衙風の建物配置をとる門新遺跡（谷地地区）は、開発に際しての大拠点であった可能性が高い。下ノ西遺跡・八幡林遺跡から門新遺跡への交代は、全国的な社会情勢の変化に連動したものと考えられる。

第一回 周辺の遺跡分布図



下ノ西遺跡周辺の主な遺跡・地名表

No	遺 跡 名	種 別
1	上 向 遺 跡	遺物包含地
2	諏 訪 田 遺 跡	タ
3	京 田 寄 割 遺 跡	タ
4	横 滝 山 廃 寺 跡	タ
5	小 谷 地 割 遺 跡	タ
6	五 分 一 稲 場 遺 跡	タ
7	上 神 社 裏 遺 跡	タ
8	大 平 遺 跡	タ
9	中 道 遺 跡	タ
10	奈 良 崎 遺 跡	タ
11	大 家 遺 跡	タ
12	釜 の 沢 製 鉄 跡	製鉄跡
13	山 田 郷 内 遺 跡	遺物包含地
14	八 輛 林 遺 跡	タ
15	門 新 遺 跡	タ
16	旧 北辰 中 学 瓦 窯 跡	瓦窯跡
17	下 ノ 西 遺 跡	遺物包含地

第三章 発掘調査の概要

一、基本層序

下ノ西遺跡における基本層序は、自然堤防上に位置するI区と丘陵裾部のII区とでは若干様相が異なる。

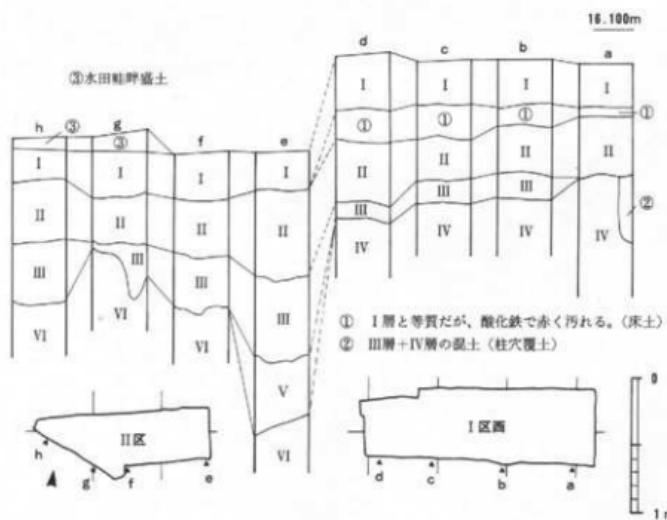
(I区)

- I 層 水田耕作土
- II 層 暗灰色土で粘性が強い。
- III 層 暗灰褐色土で炭化物を多く含む(奈良—平安時代遺物包含層)。本層は、基盤層上面のレベルが最も高いNa.a付近では存在しない。
- IV 層 黄褐色土で非常にしまりがある(基盤層)。

(II区)

- I 層 水田耕作土
 - II 層 暗灰褐色砂質土、白色粘土粒子が点在する。
 - III 層 黒褐色砂質土、炭化物を多く含む(奈良—平安時代遺物包含層)。
 - V 層 灰褐色土で粘性が強い。本層はNa.eとNa.fの中間付近で出現し、東へゆくほど層厚を増す(奈良時代遺物包含層)。
 - VI 層 暗茶褐色土、未分解の植物を多く含む(基盤層)。
- 両地点の層土の対応関係は、第二図のようになる。

第二圖 調査区土層柱状図



二、検出された遺構

下ノ西遺跡で確認されている遺構には、八世紀前半から十世紀前半にかけて造営された掘立柱建物二〇棟以上と、一本柱列（櫛）が四条、井戸三基、土器廐棄土坑、道路、溝などがある。これらは、中心となる時期・遺構密度の違いから、大きくI区・II区に分類される。一方で、I区が九世紀代を中心にも多数の掘立柱建物が造営されるのに對して、II区は八世紀前半のみ機能したエリアとみられる。

(a) I区

二一棟が確認されており、SB一九を除き東西棟であった。建物の構築時期は、八世紀代～十世紀前半までと推定され、棟方向などから六群程度に分類できる。各グループの序列・年代については、柱穴の切り合ひ関係・出土土器の検討作業を進めている段階であり、今は概要を述べることとする。

SB〇一～〇二は、棟方向が道路とはほぼ直交するもので、共伴遺物などから、八世紀代に位置づけられる可能性が高い。

SB一三～一六は、道路の方向に近いN～S～W～Eを向くものである。このうちSB一三は、新旧いずれの道路とも完全に重なって構築されており、道路廃後後に位置づけられる。

SB〇三～一～一二は、方向がN～S～W～Eである。SB一二の柱穴の一部が九世紀中葉の遺構によって破壊されていることか

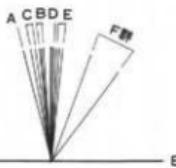
表一 掘立柱建物一覽

No.	方位(度)	面積(㎡)	断面(田)	柱振り方	備考
SB01	N～14W	一間(4×3)	三間(5×4以上)	方形	96年度調査I区東
SB02	N～14W	一間(4×3)	四間(8×8)	円形	
SB03	N～6W	一間(4×8)	三間(6×6)		
SB04	N～7E	一間(7×6)	一間(4×6)以上	方形	
SB05	N～3E	一間(6×3)	一間(4×6)以上	床束	
SB06	N～3E	一間(4×6)	一間(4×6)以上		
SB07	N～3E	一間(4×2)	一間(2×2)以上		
SB08	N～3E	一間(4×8)	三間(6×5)		
SB09	N～6E	四間(4×8)	四間(5×5)		
SB10	N～4E	一間(4×7)	一間(2×7)以上	円形	97年度調査I区西 総柱
SB11	N～4W	一間(5×2)	三間(7×8)	方形	
SB12	N～5W	一間(2×8)以上	三間(7×8)		
SB13	N～10W	一間(2×8)以上	七間(23×2)	円形	96年度調査I区東 総柱
SB14	N～8W	一間(3×7)	三間(5×3)		
SB15	N～10W	一間(3×8)	三間(5×3)		
SB16	N～10W	一間(6×5)以上	四間(7×6)	方形	
SB17	N～10E	一間(4×4)	三間(5×5)		
SB18	N～1E	一間(4×4)	三間(5×5)		
SB19	N～1E	一間(4×7)	三間(6×3)		97年度調査I区西
SB20	N～37E	一間(5×4)	三間(9×3)		96年度調査I区東 総柱
SB21	N～20E	一間(2×3)	一間(5×4)		97年度調査I区西
SB22	N～13W	一間(3×4)以上	方形		97年度調査II区
SB23	N～26W				
	*				
	*				
	*				
	*				
	*				

ら、改修後の道路に伴つたものと推定される。

SB〇四〇・五・一七一九は、方向がN。I-E前後を向くグループである。最大のSB一七は、完全に道路敷をまたいで構築されている。そのほかの建物も、九世紀前半のSB三一四を破壊するSB〇六など、ほとんどが道路隔絶のものとみられる。

SB〇六一〇は、方向がN。I-E前後を向くもので、前出のSB三一四は、位置関係・軸方向の一致からSB〇八に伴う可能性がある。そうであるならば、本群は道路機能時の建物となるが、方位が道路とは一〇度以上も東に偏る点など、疑問点も多い。SB〇二〇一二是、前述したグループとは大きく主軸方向が異なるもので、正方位に対し二〇度以上も東に偏る。またSB〇二〇は、柱の径に比較して掘り方規模が著しく小さいことや、総柱の構造であるなど、中世的な特徴をもつ建物である。



第三図 一区掘立柱建物主軸方向

A群＝SB〇一・一〇
B群＝SB〇三・一・一・一
C群＝SB一三・一・六
D群＝SB〇四・一・五・一七一九
E群＝SB〇六一・一〇
F群＝SB〇二〇一二

道路遺構 平成八年度調査区の中央付近で確認されたもので、方向はN。I.14-Wである。本道路遺構は、何回か改修が実施されており、時期によって左右に路線が動くが、その振れ幅は小さい。道路の機能した時期は、側溝から出土した土器の年代観から、八世紀前半から九世紀前半頃までとみられる。道路の規模は、幅四・九・五・三m(溝の心々距離)を測る。

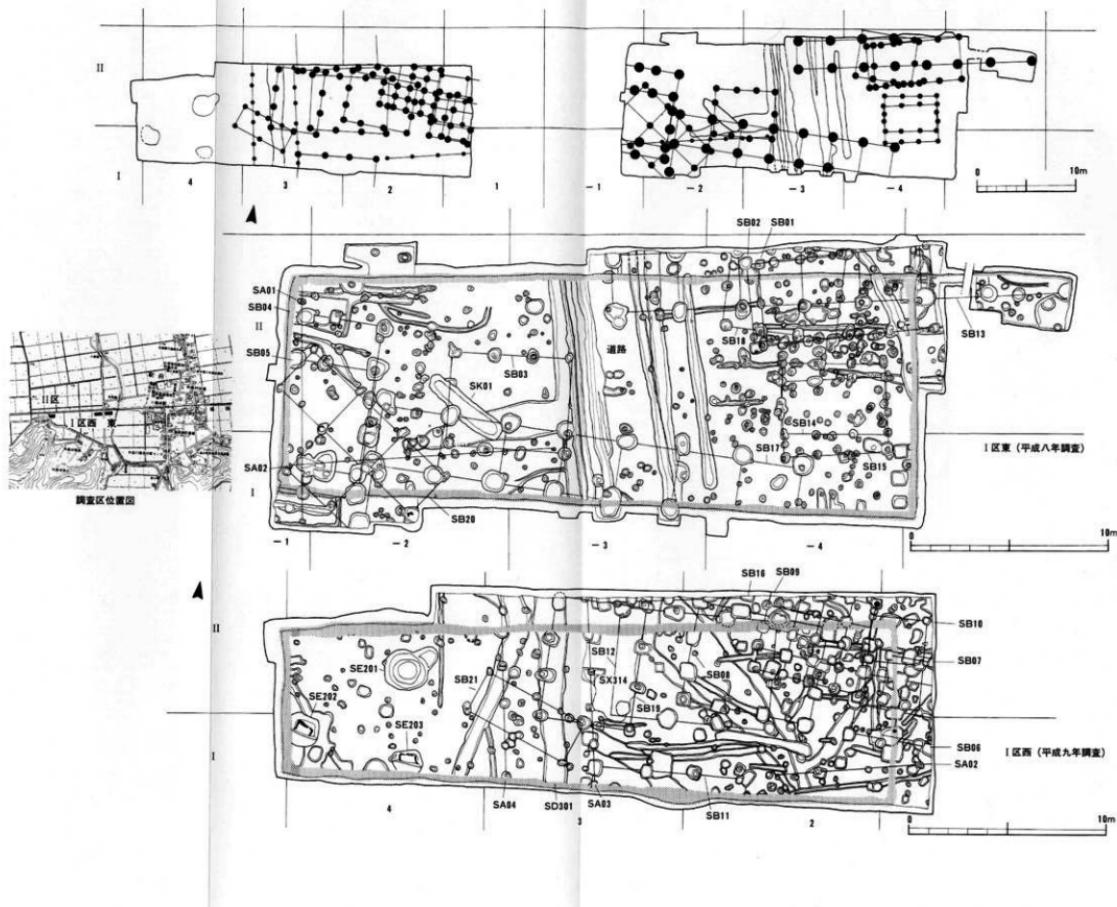
本道路に関連した遺構としては、平成九年度で確認された同方向の溝(SB三〇一)・一本柱列(SA〇三)と、平成八年度に確認された道路と直交する一本柱列(SA〇二)などがある。特にSB三〇一は、道路との距離が約五三m(約半町)を測り、都城における条坊制にも似た、完数値の区割りの存在が予想される。

土器廃棄土坑 (SK〇一)

長さ四・六m、幅一・五m、最大深度五十cmを測る溝状の土坑で、内部から

多量の土器標が出土した。底面と土器層との間に約二〇cmの間層が見られることから、土坑の掘削と土器廃棄との間に、若干の時間差が想定できる。土器の出土状況では、口縁を上に複数枚重なっている例が目立ち、正位に重ねた状態で投入された可能性が高い。

廃棄された土器の總量については現在調査中であるが、最終的には一・〇〇〇個体を超えるものと推定され、都城を除いてはあまり例を見ない規模である。これだけの土器標を廃棄する行為には、万燈会に使用された灯明皿一括廃棄する場合や、大規模な饗宴後やタルの付着といった灯明皿としての使用を示す例が稀であるとから、大規模な饗宴に伴うものと思われる。



(b)
II区

SD201—SD202は、幅一・五m前後、深さ六〇cmを測る断面U字形の溝である。前者は調査区の西端で

屈曲を始めおり、コーナー部分にあるものと推定される。この二条の溝は、後述の掘立柱建物を方形に囲う区画施設であった可能性が高い。区画の規模は東西方向で一二〇mにすぎず、背後に丘陵が迫っている状況からみて、南北でも二〇mを超えないものと推定される。

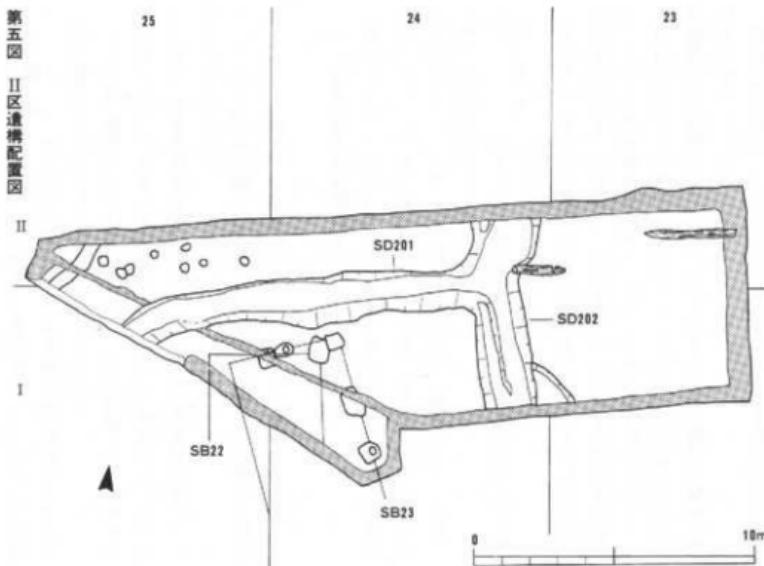
SD201—SD202の覆土は、大きく上下二層に大別できるが、部分的に青灰色細砂のブロックが介在し、それがレンズ状堆積を示す部分もある。上層にはほとんど遺物が含まれていなかつたが、下層からは八世紀前半の多量の土器・木簡などが出土した。

掘立柱建物 挖立柱建物は、後世の削平によつて柱穴の一部が失

れたために、全容を明らかにすることはできなかつた。柱穴の規模からみて、梁間二間・桁行三・五間タラスの南北棟であったと推定される。最低一回の建て替えが認められ、SD202(古)の棟方向はN—13—Wの値を示し、方形区画のそれとほぼ一致するのに対して、SD203(新)ではN—26—Wを向き、かなり西に振れる。

新旧建物の柱穴は、一边六〇—七〇cmを測る方形のものが多いが、北妻のそれは、ひとまわり小さくなつてゐる。SD203の柱穴底面には礎板が敷かれており、掘り方の埋土に丘陵から搬入した山砂が用いられるなど、基礎地盤には注意が払われてゐる。これは、本地区の基盤層(VI層)が、極めて軟弱な地層であることに起因するものと思われる。

第五圖
II区遺構配置図



三、検出された遺物

二ヵ年にわたる調査で夥しい量の遺物が出土したが、ようやく注記が完了し、現在土器の接合作業を行っている段階である。ゆえに今回は、比較的整理作業が進んでいる部分に限定して、出土土器の概要を記す。

(a) I 区 SE 二〇一 出土土器 (図面一)

1-27は、いずれもSE 二〇一の覆土上層（人為的な埋土）から、第十一号木簡・漆紙文書（未解読）と共に伴したものである。

須 恵 器 环蓋・有台环・無台环のはか、壺の体部破片が若干出土している。

1-2は环蓋で、天井部には広くヘラケズリが施されており、1-12はボタン状の小さな紐をもつ。いずれも観に転用され、内面には墨の付着と磨耗が見られる。

3-9は、有台环である。口径は、一二一・三cmの間に分布し、器高が四cm前後の身の浅いもの（3-6）と、六・五cmを測る身の深いもの（8）がある。5の高台内は、観として使用されている。

10-18は、無台环である。口径は、一一・五一二・五cmの間に分布し、底部が平坦なもの（10-13・15）と、丸底気味のもの（14・16-18）に分類される。

これら环類の底部の切り離しは、10が糸切りである以外、全てへラ切りである。8・11-13は特徴的な胎土から、佐渡の小泊窯の製品とみられるが、それ以外の产地は不明である。

土 筋 器 無台环・碗・長甕・小甕が出土している。19-22の

るが、酸化炎で焼成されたやや軟質のものである。

23-24は、底部回転糸切りの碗である。24の内面には黒色処理が施されている。土筋器および黒色土筋器の碗は、図示したものが全てであり、食膳具に土筋器碗が卓越する前段階の資料であることを如実に示している。

25-27は煮炊具の甕で、25はロクロ成形の小甕、26は同じく長甕である。27は断片のため詳細は不明だが非ロクロ成形とみられる。

(b) II 区 出土土器 (図面二・四)

II 区からは、コンテナで約三〇箱の土器が出土しており、以下主なものについて概要を記す。各土器の出土状況は、28-50・77-79・84がSD 二〇一下層、55-65・67-73・79-80がSD 二〇二下層、そのほかは包含層中より出土した。

須 恵 器 环蓋・有台环・無台环・高环・壺・長颈瓶・甕が出

土している。

有台环は、底部の外縁近くに方形・内端接地の高台が付加されるのが主体である。口径は、一〇cmをわずかに越える小型のもの（33）と、一三一-一六cmのものがあり、厚手で大振りなものが目立つ。

有台环とセットになる环蓋で、全形がうかがえる資料は少ないが、側面觀が低い山形を呈するもの（28・51-52）と、偏平で盤状に近いもの（53）がみられる。

無台环は、底部が平坦なもの（61-62）と、やや丸底気味のもの

(39・63・64・70)がある。口径は一一一八田の領域に分布し、大きさが卓越している70は、口縁の内外面に沈線を持ち、金属器を模倣している可能性が高い。

78は、七世紀以来の皿形の杯部をもつ大型の高杯である。脚部は口径に比して低く、端部は強く横ナデされ面をもつ。76は、偏球形の体部を持つ小型の短頸壺である。高台は付加されず、底部は丸底氣味となる。

73・75は、長頸瓶である。73・74は同一個体とみられ、細い筒状の頸部と、内端接地の高い高台をもつ。75は小型品で、口頸部が比較的短く、肩が張り外面に三条の沈線が施されている。

76は、小破片がほとんどで、器形・法量が推定できる資料は少ない。77は中型甕の口縁部で、端部は内削ぎ状をなす。体部外面は平行叩きの後、カキ目が施されており、内面は同心円の叩き目がかすかに残る。

土 師 器

有台杯・無台杯・碗・高杯・甕などが出土している。34・38・65は、須恵器の有台杯を写したものである。全形をうかがえる資料は少ないが、小型のもの(34・35・37・65)と、大振りなもの(36・38)がある。65は、赤彩が施されている。

40・42・66・67は、須恵器の無台杯を写したものである。66以外は、胎土に砂粒をほとんど含まない。44・46・71・72は、いずれも赤彩土師器の杯である。底部は丁寧磨く例も存在する。

43・47・49・68・69は、身が深く小さな底部を持つ碗である。器

面調整は丁寧で、内面に放射状の磨きが施される例が目立つ。

79・81は、高杯の杯部および脚部である。80は、78のような須恵器の器形を写したものと推定される。脚部内面を除き、丁寧なヘラミガヤと赤彩が施されている。81は、古墳時代からの系譜をひき、杯部内面が黒色処理された高杯である。煮炊具では甕が出土しているが、器形を復元できる資料はごく一部である。図示したものは、いずれも非ロクロ成形のものであるが、ロクロ成形の個体もわずかだが確認できる。

(c) まとめ

これまで、平成九年度出土資料の一部について概観してきたが、最後にそれらの位置づけについて考えてみたい。

I区SII-201出土土器は、須恵器に佐渡小泊窯の製品を一部含むことや、食膳具に土師器碗が非常に少ない点から、九世紀前半でも終盤に近い時期に位置づけられよう。この時期は、八幡林遺跡における墨書き土器の表記が「南」から「北」へと変わること前にあたり、C地区の四面付建物が維持されていた最終段階とみられる。

それに対しII区出土土器は、八幡林遺跡最古のA地区出土土器に近い器式内容を持っている。今回SII-201において、これらの一群が養老四年(720)もしくは養老六年(722)から、天平二年(730)の間に限定できる木簡(第一号木簡)と共に伴った事実は、土器の実年代を推定させる重要な発見であった。この養老前後といふ年代は、八幡林遺跡第二号木簡(A地区出土)の文中に見える「養老」年号とも矛盾しない。

第四章 出土木簡の概要

第六図 木簡の出土位置

一、木簡の出土状況

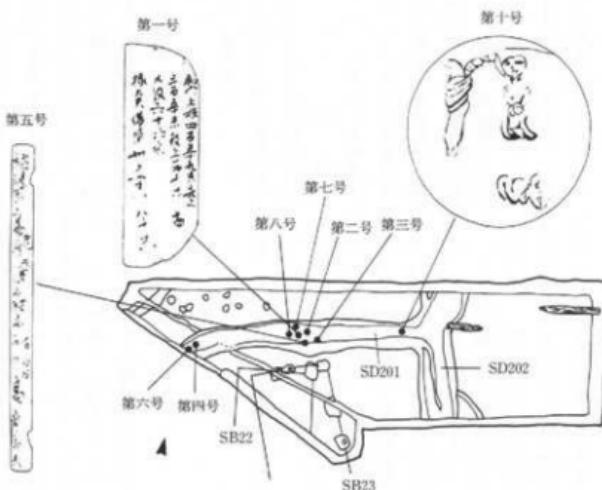
平成九年度の調査で、合計一一点の木簡が出土した。

一一点のうち一〇点は、II区SD201から出土している。同溝は前章で述べたように、振立柱建物SB22・23に伴うものとみられ、土地の区画・排水を意図して掘られた可能性が高い。

木簡の出土状況としては、全て溝の覆土下層である暗灰褐色砂質土に含まれ、第六図に示したように、二地点に集中がみられた。

溝内からは木簡のほかに、馬形一点・畜串二点・漆器碗一点・挽物皿二点・土器（須恵器・土師器・赤彩土師器）などが出土している。出土土器には、ほとんど型式差が認められないことから、木簡群もあまり時間軸を持たないものと推定される。それらの年代観としては、第一号木簡が次項で述べるよう、養老四年（七二〇）もしくは養老六年（七二二）から、天平二年（七三〇）の間に限定できそうなことや、共伴した土器も八幡林遺跡の最古の一群（八幡林遺跡第二号木簡「養老」年号）に近いことから、ほぼ養老・天平年間の初め頃に位置づけられよう。

II区SD201以外の木簡は、I区SE201から一点（第十一号）が出土しているのみである。出土状況としては、覆土上層の人為的な埋土（黒褐色土）に含まれ、九世紀前半頃の多量の土器・漆紙文書が共伴した。



二、木簡の釈文・意義

木簡の釈読作業については、国立歴史民俗博物館の平川南氏によつて進められており、今回中間報告として、以下の玉稿を賜つた。

(a) 第一号木簡

【釈文】

「殿門上税四百五十九束先上」

三百五十束後上一百九束 十四

又後六十六束

「八十束」

225×(80)×10

○六一型式

【形状・内容】

本木簡は、曲物の底板（未完成）を記録筒に転用したものと考えられ、裏面には手斧による調整痕を明瞭にとどめている。末尾の「八十束」以下、文言が統くとみられることから、これより左側を欠損している可能性が高い。

「殿門上税」および「掾大夫借貸」という二項目の書き初めは比較的丁寧であるが、書き進めるうちに筆を速め、文字の大きさを増していいる。その中で注目すべき点は、二行目の「十四」が追記されたと判断できる点である。

内容的には、「税、借貸+束数」と記録される特徴から、出舉（公

出舉）および郡司（豫）借貸について記録した記録筒といえる。

一行目「殿門上税」、四行目「掾大夫借貸」と、殿門および大夫という尊称をそれぞれ用いている。殿門については、八幡林遺跡出土木簡に、「（上大領殿門）」〔三八〇×三六×三〕と記された封緘木簡があり、郡司の大領の尊称として用いられている。この封緘木簡は、郡雜任などから大領に宛てた書状に付したものかと考えられる。

この「殿門上税」および、「掾大夫借貸」については、次のような解釈が可能であろう。本木簡は、税長などの郡雜任が出舉・借貸の収納の際に、郡司および掾に対して尊称を用いて記録したものではないか。

【出舉の利率と木簡の製作年代】

次に記された束数から、本種と利種の関係をみてみたい。

- ① 先に上納された三百五十束と、後に納入された一百九束を合わせて、冒頭記載の四百五十九束となる。二行目の下部の十四も含めて次のように理解できる。

三百五十束+十四束を本種とすると、三割利息が一百九束となる。

$$(350\text{束} + 14\text{束}) \times 0.3 = 109 \cdot 2\text{束}$$

②二行目の三百五十束と、後に納入された一百九束、三行目の又後に納入された六十六束の三つの数値から、次のように理解できる。

三百五十束を本稿とする、一百九束と六十六束の合計が五割の利息となる。

$$350\text{ 束} \times 0.5 = 175\text{ 束}$$
$$109\text{ 束} + 66\text{ 束} = 175\text{ 束}$$

以上のような二重構造を模式図を用いて表現すると、左図のようになる。



ところで、上記のような二重構造図が成り立つ重要な鍵は、数字「十四」である。冒頭に指摘したように「十四」は追記と判断できる。また、「十四」は数量単位を伴わないが、本稿の全ての数値が数量単位を「束」としていることから、追記した際に「束」を省略したと理解するのが、無理がないであろう。「十四」には、先上「後上」も付されていない。さらに右の計算の中でも三五〇束に「十四」を加えた三六四束の三割利息は一〇九・二束と端数を生ずるが、その端数（把）を記載していない。

以上の点を考えあわせると、三割利息が机上の算出であり、数值「十四」がダミー数字であると判断せざるを得ない。

次に木簡の製作年代について考えてみたい。

本稿と共存した土器は、八世紀前半の年代観が与えられており、ここで当該期の利率が問題になる。当時の記録をみると、次のように利率が変化している。

・『続日本紀』養老四年（七二〇）三月己巳条 太政官奏
大税以外の公租（郡租・駅起租等の雜色官租のこと）は、從来の利息五割を改めて、三割とした。

・『続日本紀』養老六年（七二二）閏四月乙丑条 太政官奏

出舉の利率が、公私とも三割に改められる。

・『肥前國郡租帳』天平二年（七三〇）

・『越前國郡租帳』天平四年（七三二）

郡稻出舉の利率が五割で記載されている。

・「越前國正税帳」天平三年（七三一）

大稅出舉も利率五割である。

この中で、木簡にみえる三割利息の時期は、大稅以外の公稻（郡稻出舉など）の場合は養老四年（七二〇）から、大稅出舉の場合では養老六年（七二二）から、天平二年（七三〇）の間で提えられる。ここで問題になるのが、五割利息部分の併記である。可能性としては、前述の數値「十四」の解釈を参考にするならば、利息が三割の時期に、旧来の五割の収益を維持するため、三割利息で提出される公式の帳簿と、實際を表す裏帳簿が併記されていると考えるのが、もっとも理解しやすい。

ところで、二重帳簿であるならば、「十四」というダミーの数字を介在させなくとも、左記の記載の方がはるかに合理的である。

$$455 = 350 + 105$$

殿門上税四百五十五束先上
三百五十束後上一百五束
又後七十束

$$175 = 350 \times 0 + 5$$

とみざるをえない。本木簡は分割収納の五割の裏帳簿と、「十四」というダミー数字を追記することによって表帳簿用の三割帳簿を作成したと判断できるであろう。表帳簿として外部へ報告する時は、「十四」を加算したものを作成したのである。

最後に右の解釈の前提として、次の二点を考慮したことを強調しておきたい。本木簡が曲物の底板を転用したいわばメモ的な記録簡であることと、「十四」という数値は、他のすべての数量単位が「束」であるので追記の際に「束」を略したと理解できるが、「十四日」とか「十四人」とかの可能性を想定したとしても、「日」や「人」を略することは通常ありえないであろう。

このような二重帳簿とともにこれまでの本木簡の出土は、當時の出舉制度の地方における運用の実態を示す点で、極めて重要な資料といえる。

【據大夫借貸について】

国司借貸は、国司に対する無利息の官稻の貸付であり、実態として貸し付けられた稻は、国司によって出舉され、国司がその利息を自己の収入としたのである。『続日本紀』天平六年（七三四）正月丁丑条では、國の等級によりその上限を定めているが、国司借貸の制度の開始を示すものではない。これ以前、国司借貸が広く行われていたことは、天平九年度和泉監正税帳に、

天平四年前監所給借貸未納伍伯陸拾陸束伍

しかし、實際には証文のように記載されているのである。「後上一
百九束」「又後六十六束」は實際に分割納入された束数が記入された

Ⅱ把 故正田辺史首名二百廿束五把

（抜粋）
主政士節宿禰浜三百冊六束

などとあることからも推測できるのである。また、国司それぞれの借貸権を、国内の各郡にどのような分担方式で実施したかについては、具体的な例がこれまでの史料には全くなかったため不明であった。

木簡は、国司借貸制に関わる出土資料として、初めての具体的な実施例である。

国司のうちの借貸が、古志郡家に関わる下ノ西遺跡から出土した意義は大きいと考えられる。

下ノ西遺跡において、国司（様）借貸が行われていた事実は、成立期の八幡林遺跡に、過所機能を併せ持つとみられる蒲原郡符（第一号木簡）や、沼垂城に関わる第二号木簡、発音の一一致から石屋城（櫛）を指す可能性がある「石屋木」の墨書き土器が共伴し、関・城櫛といった国レベルの機能が窺える点とも関連するのではないか。

※関連資料

(1) 八幡林遺跡第一号木簡（第七図①）

〔郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率 □ □〕

・「虫大郡向參請告司□平中賜 符到奉行 火急使高志君五百嶋 九月廿八日主帳丈部 □ □ 584×34×5 ○一一型式

たがって、八幡林遺跡に開けた駅家の機能、あるいは城櫛の機能を想定することができるのではないか。

(2) 第二号木簡（第七図②）

・廿八日解所請養老 □祝 沼垂城

(90)×(26)×2 ○八一型式

(3) 墨書き土器〔八世紀前半～中頃〕

「石屋殿」「石屋木」など（第七図③～⑤）

石屋は文字通りには、堅固な住居または倉庫（イハヤ）の意となる。「石屋木」は、「木」が「城」・「櫛」と同じ上代特殊仮名遣でいう乙音で発音し、「葛城」を「葛木」で通用する事があるように、「石屋木」が「石屋城」や「石屋櫛」を意味する表記であることを一概に否定できないであろう。

島崎川低地の微高地に立地する下ノ西遺跡に、郡家の中心施設を想定できるとすれば、当時、丘陵上に立地する八幡林遺跡は、まさに「石屋」の地と意識されたであろう。
もし、八幡林遺跡に據る管轄する国レベルの施設があつたとする
と、複数の城櫛を国司が分割支配する形態をとった出羽・陸奥両国

と同じ状況下にあったことになり、八世紀前半において、出羽建國後も北の邊要国として位置づけられていた越後の特性を示す可能性がある。

具体的な一案としては、越後国府（頸城郡）に越後国司の守、沼垂城に介、両者の中間地点にある八幡林遺跡に據、最も北方の磐舟櫓に目などというケースを想定できるのではないか。



(S=1/3)

(b) その他の木簡

【第一号】

□木□□生□

(152) × 19 × 5 ○八一型式

【第三号】

・七月十二日使□

(150) × (20) × 2 ○八一型式

【第四号】

「山マ千足」

150 × 13 × 4

○五一型式

「符大宅万呂符符符符符符符符
符符符符符符符符」 (406) × 43 × 4 ○五一型式

山マ(部)は、延暦四年(七八五)以前の表記であり、前述の第一号木簡の年代(七二〇—七三〇)と矛盾しない。

【第五号】

志志
越志□高□高志

「大宅万呂」という人名や、「符」の文字を連続して習書するものである。

【第六号】

道〔関〕道
在首

273 × 25 × 5 ○六一型式

【第七号】

車 墨線ある蓋串

高千
百二十世卅 六

道〔関〕道
在首

【第八号】

車 墨痕なし。上部を欠損する封緘木簡。体部下端の左右が穿孔されており、結束に関わる加工の可能性がある。



330 × 24 × 9

(側面)

完形の付札であり、上下のキリカキは片側邊にのみ施されている。おそらくは、冒頭から「越後國高志郡」まで正式に書きはじめたところで、「郡」の位置が右側に寄りすぎたために付け札として使用することを取りやめて、以下表裏の余白部分に習書を行ったと推測される。

ここで注目することは、付札に国郡名から書きはじめている点である。国名を記す付札は、当然都への貢進付札とみるのが妥当であり、本来は古志郡家で取りまとめられた物品に付せられ、京進されねべき荷札だったかと考えられる。

【第九号】

150×20×5 ○八一型式

□ 墨痕がかすかに確認できる。

大学院生)・相沢 央(新潟大学大学院生)・久世辰男(国学院大学
大学院生)の各氏から有益な教示をいただいた。記して感謝の意を
表したい。

【第十号】

径195・厚さ11 ○六一型式

※ 絵画板

円形を呈する曲物の底板に、縄状のものが巻かれた立木?と二人の人物像が描かれている。中央の人物は、首おび交叉した腕を縄状のもので縛られており、表情も心なしか苦しげである。もう一人の人物は、右下に不自然な体勢で横たわっている。

この絵の解釈については、推測の域を出るものではないが、縄?で縛られている異常な状況からみて、通常の戲画ではなくさうである。可能性としては、律に規定されている刑の執行方法のうち、絞首刑や体の自由を拘束する刑罰の描写とも考えられる。あるいは、何らかの呪術的世界を描写したものであろうか。

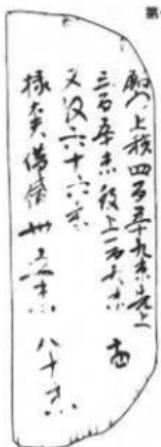
【第十一号】

□ (81)×(8)×3 ○八一型式

※ 文字の残画が、一ヵ所のみ確認できる。I区の正二〇一から出土したもので、共伴した土器の型式から、九世紀前半に位置づけられよう。



第十号



第一号

第五章 調査成果要約

一、遺構について

(I区)

- ・八年度の調査で確認された道路に対応する区画溝(SD三〇一)が、西に約五三町(約半町)の位置で検出され、都城における柵坊制にも似た、完数値による地割りがなされていた可能性が強まつた。
- ・平安時代(九世紀代)を中心とする、多数の掘立柱建物群が発見された。棟方向から六群程度に分類できるが、各群の前後関係や詳細な位置づけについては、今後の検討課題である。

(II区)

- ・東西約一二町ほどの区画溝(SD二〇一・二〇二)を伴う掘立柱建物が発見され、溝中から発見された木簡の内容から、出舉の事務や都への貢進物のとりまとめ・荷札の付け替え作業を行う施設であった可能性がある。同施設の存続期間は、八世紀前半のごく短期間であったと推定される。

二、出土木簡について

【第一号】

- ・公出舉および越後国司(據)の借貸について記された記録簡である。
- ・出舉の利率として三割と五割の部分が併存する二重構造となつており、三割利息の時期に旧来の収益の維持を意図して作成された

ものと推定される。

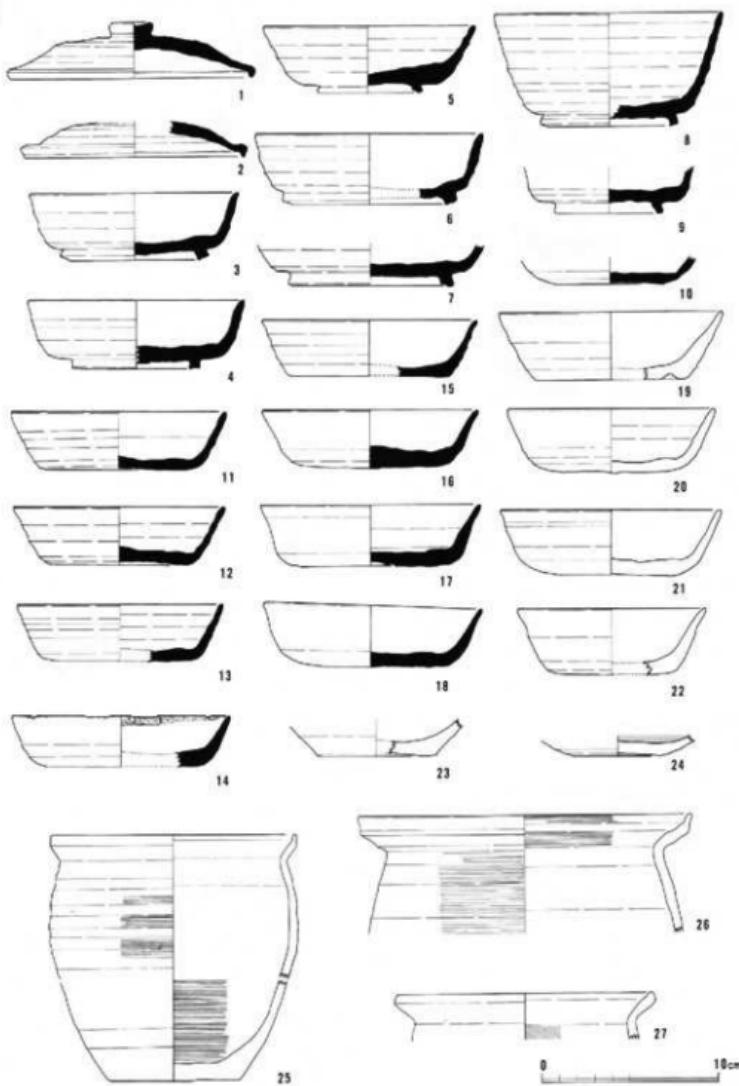
- ・木簡の年代は、出舉利率が三割の時期、養老四年(七二〇)もしくは養老六年(七二二)から天平二年(七三〇)の間に限定できる。
- ・越後国司(據)の借貸が行われている事実から、石屋城(櫓)を指す?「石屋木」の墨書き土器や、過所機能を併せ持つ蒲原郡符、沼垂城との結びつきを示す木簡が出土している八幡林遺跡に、據の管轄する施設が存在した可能性がでてきた。

【第五号】

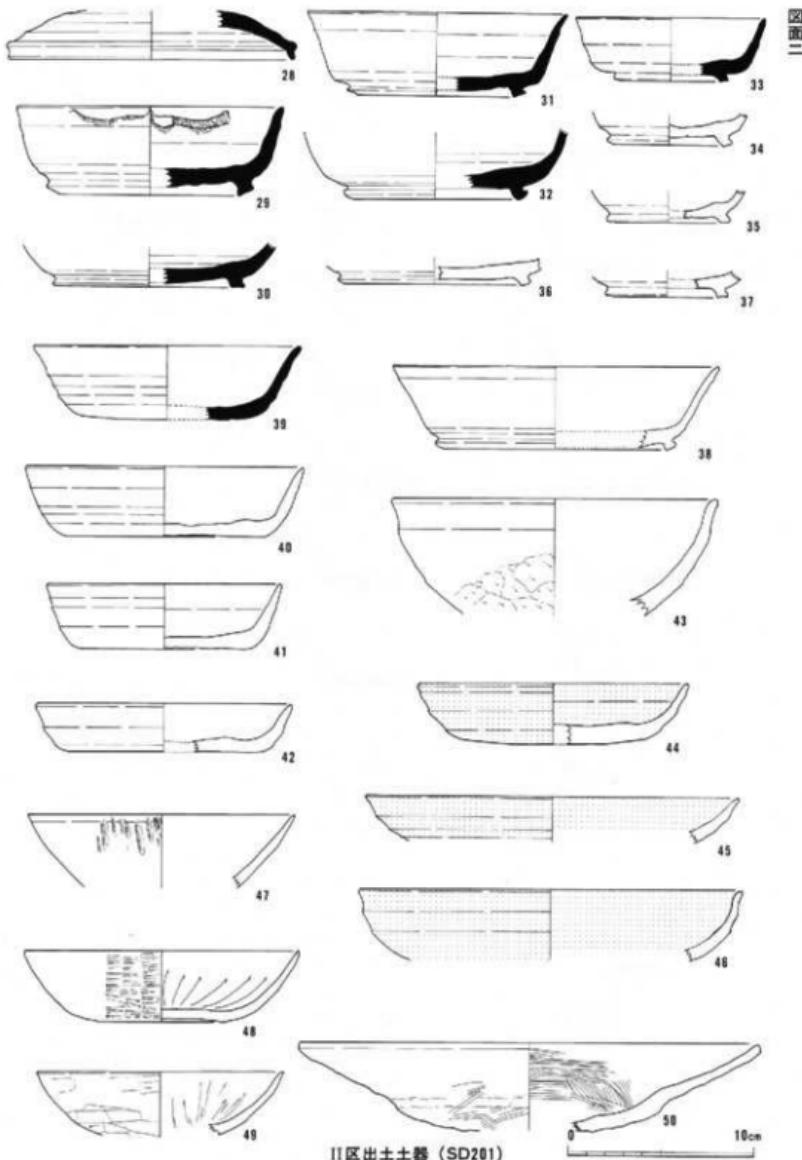
- ・越後國から書き始めていることから、都への貢進を意図した荷札と考えられるが、高志郡まで書き進めた段階で書き損じ、以下表裏の余白等に習書を行っている。
- ・都への貢進物の発送作業は、郡段階で行われていたことから、下ノ西跡が郡衙関連の遺跡であることが確定となった。

【第十号】

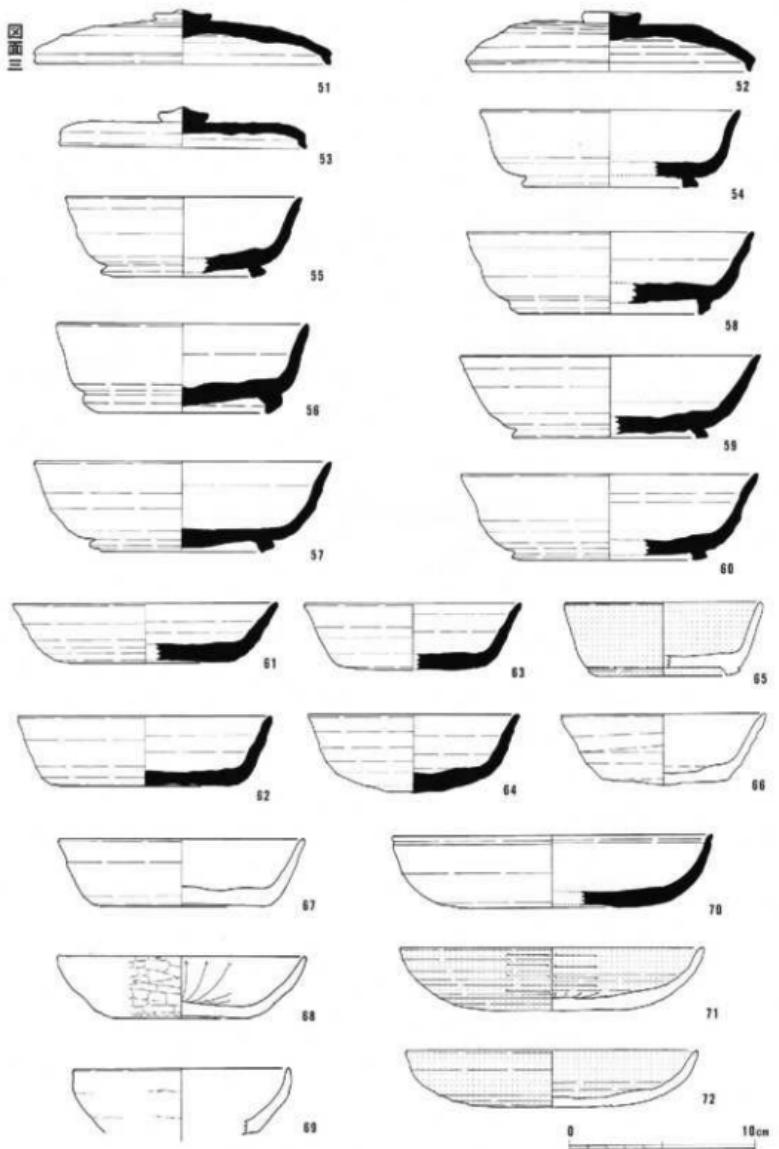
- ・遠存例の稀な、奈良時代前半の絵画資料として貴重であり、当時の律に規定されている刑罰の情景、あるいは呪術的世界を描写している可能性がある。



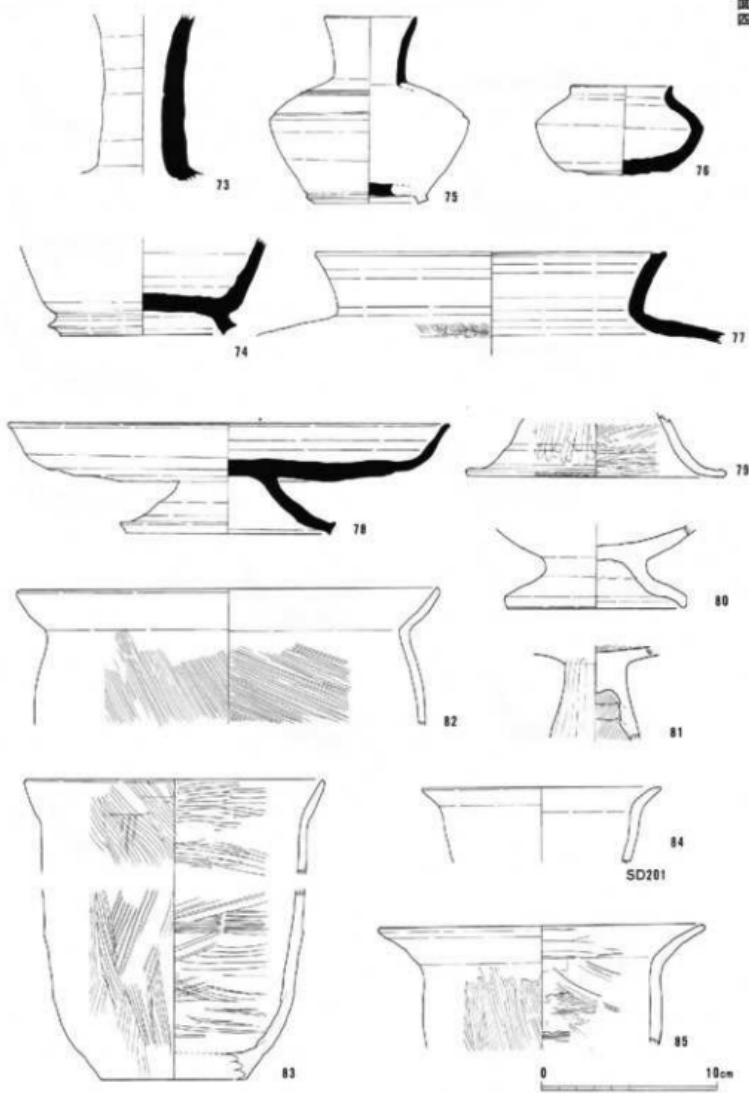
I区出土土器 (SE201)



圖三



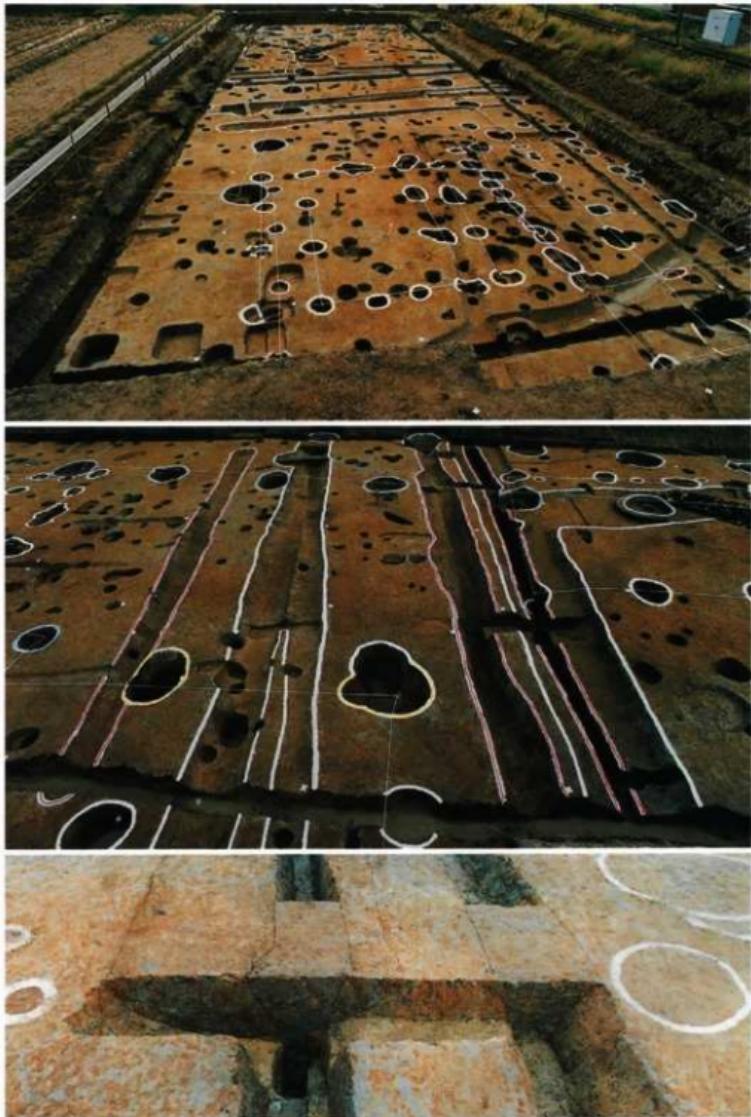
II区出土土器 (SD202・包含層)



II区出土土器 (SD201~202・包含層)



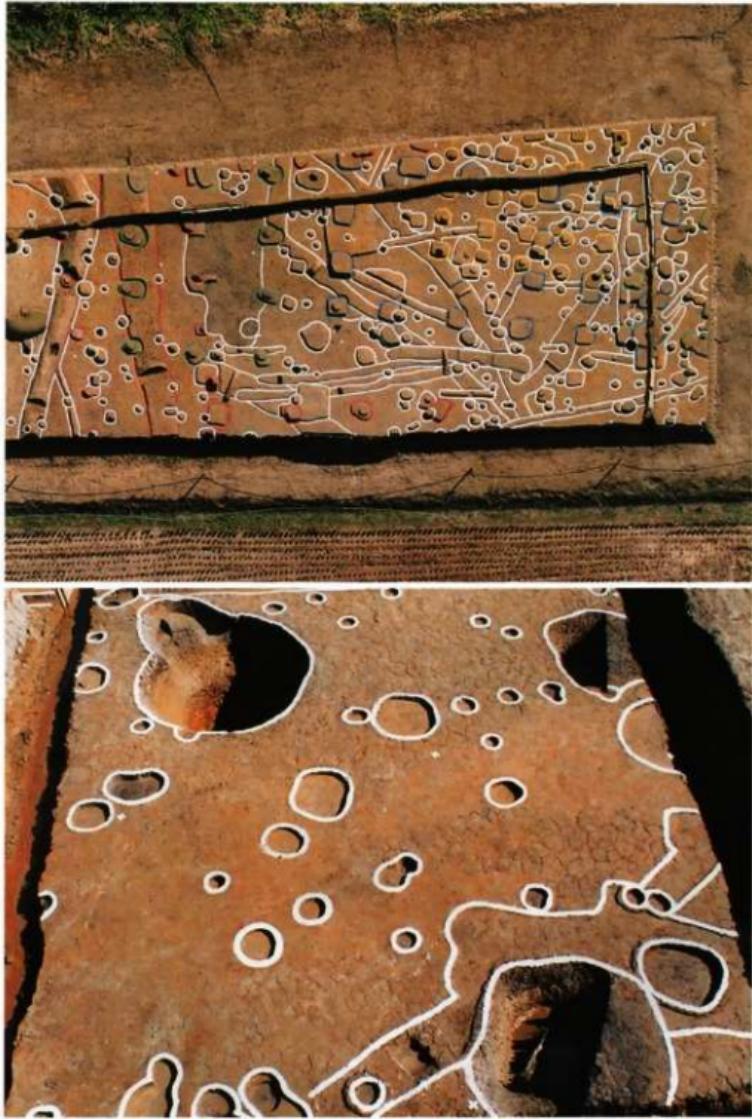
▲下ノ西遺跡全景（西から） ▶同・I区西空中写真 ▷同・II区空中写真



▲ I 区東完掘状況（東から） ▶ 道路跡（北から） ▼ 道路跡南側溝土層断面（南から）



▲ I区東土器施兼土杭SK01（北から） ▶ 同（東から） ▷ 同・土層断面（西壁）



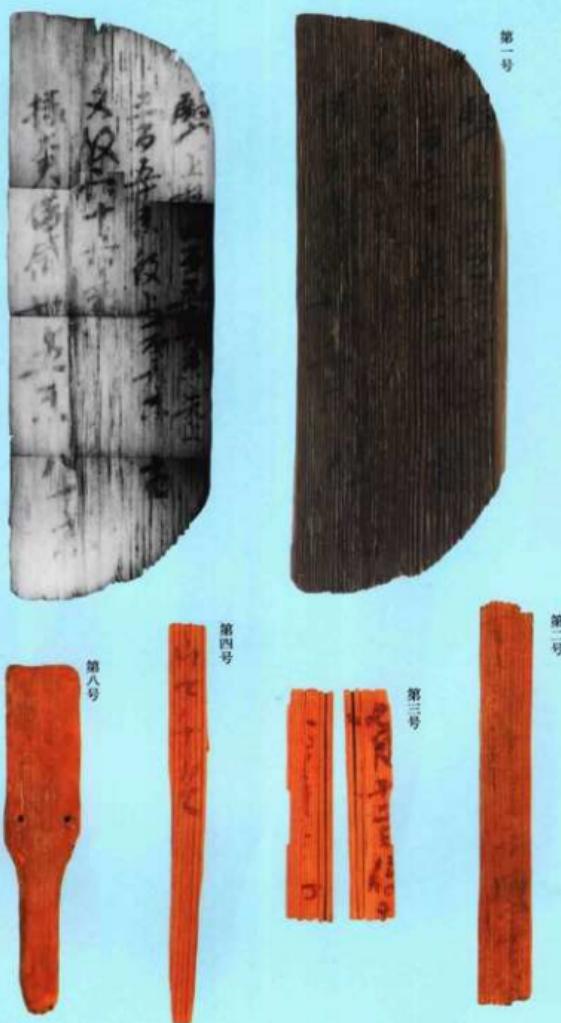
▲ I 区西掘立柱建物群 ▼ 同・井戸群（西から）



▲II区完掘状況（東から） ▶SD201土層断面（西壁） ▷SD202土層断面（南壁）



▲SD201漆器碗出土状况 ▶同・1号木简 ▼同・3号木简

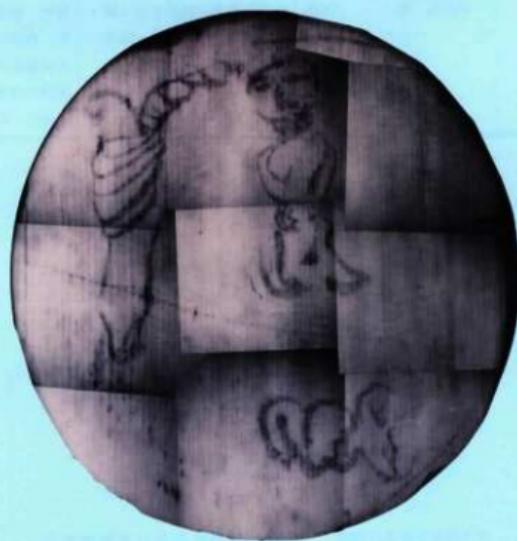


下ノ西遺跡出土木簡(1)



下ノ西遺跡出土木簡(2)

第十号



下ノ西遺跡出土木簡(3)

報告書抄録

ふりがな	しものにしいせき							
書名	下ノ西遺跡 —— 出土木簡を中心として ——							
シリーズ名	和島村埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第7集							
編著者名	田中 靖							
編集機関	和島村教育委員会							
所在地	〒949-4511 新潟県三島郡和島村大字小島谷3422番地 TEL 0258-74-3111							
発行年月日	1998年3月30日							
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード 市町村	遺跡番号	北 緯	東 緯	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
下ノ西遺跡	新潟県三島郡和島村大字小島谷	154041	16	38度 34分 14秒	138度 45分 12秒	1997.7.15 1997.10.27	400	村道建設に伴う確認調査
所取遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物			特 記 事 項	
下ノ西遺跡	官衙跡	奈良時代 ～平安時代	獨立柱建物12棟 櫛 3条 井戸 3基 そのほか溝・土坑など多数	土師器・須恵器・瓦・石製物 鍛車・鉄滓・漆紙文書・錐・漆塊・漆器椀・木皿・蓋串・馬形・木簡・墨書き土器				出土・国司借貸に関わる記録簡や、団名から書き始める荷札、刑罰の情景を描写している可能性がある船函板など、遺跡の性格を示す貴重な資料が出土した。

和島村埋蔵文化財調査報告書第7集

下 ノ 西 遺 跡

——出土木簡を中心として——

平成10年3月25日印刷
平成10年3月30日発行

発行 新潟県和島村教育委員会
印刷 第一印刷所
新潟市和合町2丁目4番18号
電話 (025) 285-7161

越後國高志北
志
津守方經志
所
在
高志
高志